

「千葉市国土強靱化地域計画（改定案）」への意見の概要と市の考え方

No.	記載場所	意見概要	意見に対する 本市の考え方担当（案）	修正
1	基本計画編 第1章 1 P.1	【年号の記載方法について】 元号表記だけでなく、暦年も併せて表記していただきたい。	国の「国土強靱化基本計画」や千葉県の「千葉県国土強靱化地域計画」において、和暦表記としています。当市においても混同を避けるため、固有名詞以外は和暦表記で統一する改定案のとおりとします。	×
2	基本計画編 第1章 2（1） P.2	【面積の記載方法について】 分数表記ではなく、パーセンテージ表記にしていきたい。	ご指摘のとおり、分数表記から、パーセンテージ表記に修正します。	○
3	基本計画編 第1章 2（2） P.2	【人口に係る年号表記の記載方法について】 年号表記が元号、西暦及び両方となっております、統一していただきたい。	西暦表記を削除し、和暦表記で統一します。	○
4	基本計画編 第1章 3 P.3	【アンブレラ計画について】 本計画をアンブレラ計画と称すると国の計画もアンブレラ計画と称しているため、アンブレラ計画の下にアンブレラ計画があるということになってしまうのではないかと考えています。 また、「アンブレラ計画」とは造語のため、「いわゆるアンブレラ計画」と記載すべきではないかと考えています。 さらに、用語解説にも掲載していただきたい。	国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画は国及び地方自治体それぞれのアンブレラ計画になるため、アンブレラ計画の下にアンブレラ計画がある状態にはならないと考えています。 また、本市においては「アンブレラ計画」を用語解説に掲載しますので、「いわゆる」という表記は掲載せずに改定案のとおりとします。	○
5	基本計画編 第1章 4 P.4	【計画期間について】 アクションプラン編だけでなく、基本計画編にも計画期間を掲載していただきたい。	本計画の基本計画編では長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするものから、改定案のとおりとします。	×
6	基本計画編 第1章 5 P.4	【「千葉市国土強靱化地域計画」と「千葉市地域防災計画」の位置づけについて】 P.3の計画の位置づけ図から、千葉市国土強靱化地域計画は、千葉市地域防災計画の上位に位置していることを記載していただきたい。	本計画のp4.「5 地域防災計画との違い」の中では、千葉市国土強靱化地域計画と千葉市地域防災計画の根拠法等の違いからくる性質の違いを整理することを目的としております。 このことから、各項の伝えるべき内容を明確にするため、改定案のとおりとします。	×

「千葉市国土強靱化地域計画（改定案）」への意見の概要と市の考え方

No.	記載場所	意見概要	意見に対する 本市の考え方担当（案）	修正
7	基本計画編 第1章 5 P.4	【想定外の事態について】 “国土強靱化地域計画は、・・・どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる「強靱な・・・”と記載されています。国土強靱化地域計画では、想定外という言葉は使われないと理解してよろしいでしょうか。	本計画では現時点で想定しうる最悪の事態を想定し、リスクシナリオを設定・分析しており、想定外という言葉は使用してないことから、改定案のとおりとします。	×
8	基本計画編 第1章 5 P.4	【リスクの回避について】 “国土強靱化地域計画では、・・・リスクが回避できなかった場合の影響の程度、・・・”との記載ですが、前段の“最悪な事態に陥る事が避けられる”と“リスクが回避できなかった場合の影響”の表現が矛盾しているように思います。	起きてはならない最悪の事態を想定し、対応方策を検討するとともに、回避できなかった場合の対応方策を考慮していくということから、改定案のとおりとします。	×
9	基本計画編 第1章 7 P.6	【事前に備えるべき目標について】 事前に備えるべき目標の（6）「被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」は、「被害を最小限にして容易に復旧させることに繋げる」に修正いただきたい。また、（8）の「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興する」についてどのようなものか説明をしていただきたい。	国の国土強靱化基本計画の目標を踏襲することにより、市域の強靱化につなげる観点から、計画内における基本目標及び事前に備えるべき目標を国土強靱化基本計画と同一のものにしています。このことから、表現については、改定案のとおりとします。	×
10	基本計画編 第2章 2（2） P.9	【脆弱性の分析・評価の結果について】 “脆弱性の分析・評価の結果については。別記1「脆弱性の分析・評価の結果」のとおりであり”と記載されていますが、P.41には別記：脆弱性の分析・評価の結果とあり、“別記1”の“1”がないため修正いただきたい。	御意見を踏まえ、「別記1」という表記から、「別記」という表記に統一します。	○
11	アクションプラン編 第1章 1 1-1 P.72	【学校施設のアクションプラン掲載内容について】 直接死を最大限防ぐに対する学校施設の取組項目にトイレ改修と給食室空調設備が掲載されている理由を説明してください。	児童生徒が通う学校施設の倒壊を防ぐことにつながる、学校施設の長寿命化や施設環境・機能改善について掲載しました。ご指摘のとおり、「トイレ改修」及び「給食室空間整備」に関しては「直接死を最大限防ぐ」に該当しないため、「救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」に掲載場所を変更します。	○

「千葉市国土強靱化地域計画（改定案）」への意見の概要と市の考え方

No.	記載場所	意見概要	意見に対する 本市の考え方担当（案）	修正
12	アクションプラン編 第1章 1 1-1 P. 73	【市営住宅のアクションプラン編掲載内容について】 直接死を最大限防ぐに対する市営住宅の改善で建物の機能更新・脱炭素化等が掲載されている理由を説明してください。	機能更新とは市営住宅のエレベーター設備機器等の改修であり、改修により健全性を保つことで、経年劣化によるエレベーター故障に伴う閉じこめ事故等を未然に防ぐものです。脱炭素化とは市営住宅への太陽光パネル設置等であり、災害時の電力供給を目的とするものです。	×
13	アクションプラン編 第1章 2 2-1 P. 103	【無電柱化のアクションプラン編掲載内容について】 R4年度末現況が“一”となっているが、前千葉市国土強靱化地域計画には含まれていなかったのか。 R7年度末目標ので無電柱化された道路延長3.4kmは少ないと思う。	本市では「千葉市無電柱化推進計画」により、現在、「都市災害の防止」に重点を置き、緊急輸送道路や防災拠点までの経路3.4kmを令和7年度までに完了させることを目指して整備を進めております。 当該路線の整備は、前「国土強靱化地域計画」から位置づけられ、現在も事業が継続していることから、令和4年度末の状況を「継続実施中」と表記します。 なお、電線共同溝は整備コストが高いこと、事業期間が長期にわたることなどから、短期間で多くの延長を整備することが困難ですが、今後も計画的に無電柱化を進めて参ります。	○
14	アクションプラン編 第1章 2 2-1 P. 105	【橋梁の耐震化のアクションプラン編の掲載内容について】 【メッセ大橋（上下）】耐震設計について、いつ耐震工事が完了するのか。不必要ということであれば、その旨の注釈をつけてほしい。	【メッセ大橋（上下）】につきましては、令和7年度に耐震設計、当該計画の期間外である令和8年度以降に耐震工事を計画していることから、改定案のとおりとします。	×